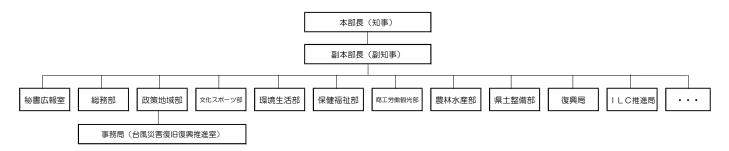
台風第 19 号災害からの復旧復興及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた体制強化について

### 1 概要

- (1) 本庁各部局、広域振興局等が一体となって、台風第 19 号災害からの復旧復興を推進するため、知事を本部長とする「令和元年台風災害復旧・復興推進本部」(以下「推進本部」という。) 及び専担組織を設置します。初動の応急対応から復旧復興に局面が移ってきていることから、災害対策本部は推進本部へ移行します。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の関連業務を円滑に進めるため、専担組織を設置します。

# 2 台風第19号災害からの復旧復興に係る組織体制

(1) **推進本部の設置**(11月12日付け)



### (2) 台風災害復旧復興推進室の設置(11月12日付け)

- ① 推進本部の設置にあわせ、推進本部の事務局として事業全体の総括を担う「台風災害復旧復興推進室」を政策地域部に設置し、台風災害復旧復興推進課長及び特命課長を配置するとともに、室員1名を普代村に駐在させます。
- ② 本庁関係室課及び広域振興局の企画担当課長等(18名)を兼務配置します。

### 3 オリンピック・パラリンピック推進室の設置(11月 18日付け)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る聖火リレーなど関連事業の準備体制を強化するため、文化スポーツ部に「オリンピック・パラリンピック推進室」を設置(19名)します。

## 4 その他

上記の体制強化等に伴う人事異動については、職員に対する内示が終了した後、情報提供します。